

自分の力を発揮するために

一障がい者の人権と合理的配慮—

人間はひとりひとり違った個性を持っています。しかし、特定の個性や心身の障がいのある人にとっては生活づらい状況があります。

そんな現状を変えていくために重要なのが、「合理的配慮」(※1)という考え方です。障がいのある人が、社会的障壁が取り払われた上で、適切な配慮を受けることで、自分の力をより発揮しやすくなり、豊かな日常生活や社会生活を営むことが出来るようになります。

障がいのある人を取り巻く現状は

- 日常生活での偏見や配慮のなさによって生まれている社会的障壁
例：入り口に段差があり車椅子が入れない、読み上げソフトに対応していないホームページ など
 - 障がいを理由とした不当な差別取り扱い
例：障がいがあるという理由で賃貸物件の契約を断られる、店舗への入店を断られる・制限される など
 - 障がいのある人やその家族などに対する誹謗中傷・間違った噂
 - 学校や職場での差別発言・いじめ
 - 障がいのある人をさす言葉を使って他人を攻撃する
- また、偏見や差別心から、障がいのある人の尊い命が奪われるという、痛ましい事件が発生するなど、深刻な状況に発展する場合もあります。

障がいのある人や、その周囲の人たちが日々の暮らしの中で感じていることは

私のことを決めるのに、私を抜きにしないでね

ここは障がい者専用の駐車スペースなのに・・・

障がいのある人自身の意思、気持ちが尊重されていない

本当に必要な人がいることを意識していない

日常の様々な場面での配慮が求められています

点字ブロックは私たちには命綱なのに自転車が邪魔で・・・

急に大声を出したり泣いたりするよね

どうして怒ってるんだろう、良く分からないなあ・・・

なんだか怖いから関わりたいくないわ

視覚障がい・車椅子の方への配慮不足

発達障がい(※2)などに対する誤解・偏見

※1 合理的配慮＝障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて過度の負担にならない範囲で行われる配慮。

※2 発達障がい＝先天的な脳機能などの障がい。学習障害(LD)、注意欠陥障害(ADHD)、自閉スペクトラム症(ASD)、などがあり、相手の気持ちを推し測ったりすることや、気持ちを抑えることが苦手な場合があります。

平成28年(2016年)4月1日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。この法律は・・・

- 不当な差別取り扱いを禁止**しています
国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく障がいを理由として差別することを禁止しています
- 「合理的配慮」の提供**を呼びかけています
役所や事業者に対して、障がいのある人から何らかの対応を必要としているとの意思表示があった場合、負担が重過ぎない範囲で対応することを求めています

・段差がある場合にスロープなどを使って補助する。
・または正面に回って声をかけてから、車椅子をやさしく押すなど、操作を補助する。

○ **良い例**
福岡 福岡

・看板やチラシなどの配色を見やすく工夫する。
・背景と文字の色の明るさを対比させたり、反対の色を使う。

✕ **悪い例**
福岡 福岡

合理的配慮の事例を紹介します

・意思を伝え合うために、絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。
・資料を簡潔な文章で作成する。

・障がいのある人の特性に応じて座席を決める。
・手話通訳、要約筆記が必要な方に優先席を設ける。

※このほかにも様々な事例があります。詳しくは内閣府ホームページにて見ることが出来ます。

合理的配慮サーチ

検索

私たちにできること

障がいのある人が好きなことを一人でできるように、そしてみんなが気持ちよくくらしたいけるために、どんなことが必要でしょうか。

まずは、**障がいのある人を取り巻く現状について、正しく理解することからはじめましょう。そしてできることを、無理のない範囲で行動に移しましょう。**

誤解や偏見のない暮らしをめざすことが合理的配慮を生み、本当の意味でのバリアフリーの社会に近づいていく一歩となります。

障がい者のための国際シンボルマーク

視覚障がい者のための国際シンボルマーク

ハートプラスマーク

オストメイトマーク

身体障がい者標識(四つ葉のクローバーマーク)

聴覚障がい者標識(蝶マーク)

障がい者の人権について困ったことや知りたいことがあれば、各種相談窓口をご利用ください(相談先一覧は9ページにあります)